

令和4年第13回 福岡市早良区選挙管理委員会

令和4年8月19日（金） 午前10時～
早良区役所 中会議室

議 題

1 議 案

- | | | |
|--------|--------------------|---------|
| 議案第46号 | 選挙人名簿から抹消する者について | ・・・P. 1 |
| 議案第47号 | 在外選挙人名簿に登録する者について | ・・・P. 3 |
| 議案第48号 | 在外選挙人名簿から抹消する者について | ・・・P. 4 |

2 そ の 他

- | | | |
|---|------------------------------|---------|
| ・ | 令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙の結果について | ・・・P. 6 |
| ・ | 令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙について | ・・・P. 6 |
| ・ | 今後の委員会開催予定について | ・・・P. 6 |

議案第46号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和4年8月19日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 1,395人 |
| | 内訳 死亡者 | 124人 |
| | 市外転出者 | 1,271人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別冊のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和4年8月19日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第28条の規定による。

(登録の抹消)

公職選挙法第28条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第4号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- (2) 前条第1項又は第2項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過するに至ったとき。
- (3) 第30条の6第2項の規定による第30条の2第3項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- (4) 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

(参 考)

1 死亡者

令和4年7月10日から令和4年7月31日までに、区長から通知を受けた死亡者

2 転出者

令和4年3月10日から令和4年3月31日までに、市外へ転出した者

3 抹消の内訳

(単位：人)

区分	男	女	計
死亡	72	52	124
転出	651	620	1,271
合計	723	672	1,395

議案第47号

在外選挙人名簿に登録する者について

在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和4年8月19日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- 1 登録する者の数 1人
- 2 登録する者の氏名等 別紙1のとおり
- 3 登録年月日 令和4年8月19日

(議案の根拠)

・公職選挙法第30条の6第1項の規定による。

(在外選挙人名簿の登録等)

公職選挙法第30条の6第1項 市町村の選挙管理委員会は、前条第1項の規定による申請をした者が当該市町村における在外選挙人名簿の被登録資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

(参考)

(在外選挙人名簿の被登録資格等)

公職選挙法第30条の4第1項 在外選挙人名簿の登録(在外選挙人名簿への登録の移転に係るものを除く。以下同じ。)は、在外選挙人名簿に登録されていない年齢満十八年以上の日本国民(第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条の規定により選挙権を有しない者を除く。次項及び次条において同じ。)で、同条第一項の規定による申請がされ、かつ、在外選挙人名簿に関する事務についてその者の住所を管轄する領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。)の管轄区域(在外選挙人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域として総務省令・外務省令で定める区域をいう。同項及び同条第三項第二号において同じ。)内に引き続き三箇月以上住所を有するものについて行う。

(在外選挙人名簿の登録の申請等)

公職選挙法第30条の5第1項 年齢満18年以上の日本国民で、在外選挙人名簿に関する事務についてその者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有するものは、政令で定めるところにより、文書で、最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会(その者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合には、申請の時におけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会)に在外選挙人名簿の登録の申請をすることができる。

(一部省略)

議案第48号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和4年8月19日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- 1 抹消する者の数 2人
内訳 住民票が新たに作成された日後4箇月を経過した者 2人
- 2 抹消する者の氏名等 別紙2のとおり
- 3 抹消年月日 令和4年8月19日

(議案の根拠)

・公職選挙法第30条の11の規定による。

(在外選挙人名簿の登録の抹消)

公職選挙法第30条の11 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。

この場合において、第3号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- 1 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 2 前条第1項の表示をされた者について国内の市町村の区域内に住所を定めた年月日として戸籍の附表に記載された日後4箇月を経過するに至ったとき。
- 3 在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転の際に在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転をされるべきでなかつたことを知ったとき。

(参考)

(在外選挙人名簿の表示及び訂正等)

公職選挙法第30条の10 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者が第11条第1項若しくは252条若しくは政治資金規正法第28条の規定により選挙権を有しなくなつたこと又は在外選挙人名簿に登録されている者に係る住民票が国内の市町村において新たに作成されたことを知った場合には、直ちに在外選挙人名簿にその旨を表示しなければならない。

在外選挙人名簿登録・抹消内訳

(単位:人)

区分	(R4.6.21現在) 登録者数	登録	抹消			小計	現在 (R4.8.19)の 登録者数
		新規申請	死亡等	住民登録	誤載		
男	43	0	0	1	0	▲ 1	42
女	76	1	0	1	0	0	76
計	119	1	0	2	0	▲ 1	118

そ の 他

- ・令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙の結果について

別紙3のとおり

- ・令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙について

別紙4のとおり

- ・今後の委員会開催予定について

開催回	会議の別	月 日	開始時刻	場 所
第14回	定例	9月1日(木)	午前10時	早良区役所 中会議室
第15回	定例	9月20日(火)	午前10時	
第16回	定例	10月20日(木)	午前10時	

令和4年7月13日 庁議資料
市選挙管理委員会事務局

参議院議員通常選挙の結果について

このたびの第26回参議院議員通常選挙におきましては、職員の皆様に長時間にわたり選挙事務に従事いただき、ありがとうございました。

つきましては、選挙の結果を下記のとおり報告します。

1 投・開票の日時

投票 令和4年7月10日(日) 午前7時～午後8時
(西区玄界島投票区は午後6時まで)

開票 令和4年7月10日(日) 午後9時15分開始～翌日午前3時30分開票終了

2 選挙当日有権者数、投票者総数及び投票率

区 分	選 挙 区			
	選挙当日 有権者数	投票者 総 数	投票率 (%)	前 回 (R1.7.21)
東 区	256,422	124,108	48.40	42.46
博 多 区	197,962	83,953	42.41	34.16
中 央 区	166,155	81,385	48.98	39.91
南 区	216,792	106,215	48.99	41.17
城 南 区	104,473	53,123	50.85	43.32
早 良 区	179,271	92,520	51.61	44.85
西 区	168,869	85,207	50.46	44.24
福岡市計	1,289,944	626,511	48.57	41.29

3 期日前投票の日時

(1) 区役所・出張所(7区役所2出張所)

日 時 6月23日(木)～7月9日(土) 午前8時30分～午後8時

(2) 市役所1階市民ロビー

日 時 7月2日(土)～7月9日(土) 午前10時～午後7時

(3) なみきスクエア1階交流ロビー(東区の選挙人名簿に登録されている方)

さざんびあ博多1階市民ロビー(博多区の選挙人名簿に登録されている方)

日 時 7月2日(土)～7月9日(土) 午前10時～午後8時

(4) 福翔高等学校セミナーハウス1階研修室(南区の選挙人名簿に登録されている方)

日 時 7月2日(土)・7月3日(日) 午前10時～午後6時

4 期日前投票者数(選挙区)

投票者数 205,452人 投票者総数比 32.79% (前回 172,974人 投票者総数比 33.21%)

5 開票結果

福岡県選挙区(改選数3) 候補者得票数

届出 順位	党 派	候補者氏名	得 票 数	
			福岡県全体	福岡市のみ
1	立憲民主党	古賀 ゆきひと	438,876	126,915
2	日本第一党	先崎 れい	4,908	1,685
3	NHK党	くままる 英治	9,309	2,832
4	社会民主党	ふくもと 貴紀	30,190	8,625
5	公明党	あきの 公造	348,700	92,519
6	国民民主党	大田 京子	133,900	53,311
7	無所属	対馬 一誠	7,186	2,749
8	再エネの真実を知る会	組坂 よしあき	3,868	966
9	れいわ新選組	奥田 ふみよ	82,333	30,197
10	日本維新の会	りゅうの まゆみ	158,772	55,152
11	参政党	野中 しんすけ	72,263	25,745
12	日本共産党	まじま 省三	98,746.915	27,202.812
13	自由民主党	大家 さとし	586,217	174,509
14	幸福実現党	江夏 まさとし	7,962	1,936
15	NHK党	和田 昌子	8,917	2,662
16	NHK党	真島 かおり	14,513.041	5,046.183

【問い合わせ先】

市選挙管理委員会事務局選挙課
担当 廣瀬・本岡
TEL 711-4682 (内線 7002)



選挙イメージキャラクター
めいすいくん

選第 220 号

令和4年7月20日

各区選挙管理委員会委員長 様

福岡市選挙管理委員会
委員長 稲 員 大三郎

福岡市長選挙の執行について（通知）

任期満了（令和4年12月6日）に伴う福岡市長選挙の執行について、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

記

- 1 選挙期日の告示日
令和4年11月6日(日)
- 2 選挙期日
令和4年11月20日(日)